

函館市監査公表第6号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年6月30日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 出 村 ゆかり

函館市監査委員 道 畑 克 雄

函 農 企  
令和 7 年(2025 年) 5 月 2 7 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、  
次のとおり通知します。

部 局 名	農 林 水 産 部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他( )		
監査等実施期間	令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 25 日	提出日	令和 7 年 2 月 14 日
監 査 項 目 等	予 算 の 執 行		
区 分	勸告事項・指摘事項・意見		
<p>浮沈式生け簀海面養殖調査・管理業務は、本市海域で令和 4 年から耐久試験を行い、耐久性を確認した浮沈式生け簀において、令和 5 年 1 1 月から令和 6 年 6 月まではサクラマス、令和 6 年 1 1 月から令和 7 年 6 月まではキングサーモンの海面養殖試験を行う業務であり、令和 5 年 1 1 月にサクラマス 1, 0 0 0 尾を生け簀に投入したが、令和 6 年 6 月に水揚げできたのは 5 3 尾にとどまった。</p> <p>水揚げが大幅に減少した原因について、農林水産部では、令和 5 年 1 2 月 1 2 日に生け簀金網の亀裂を確認したことから補修や補強を行い、さらなる亀裂の進行が予想されたため、令和 6 年 1 月 3 0 日に金網の中に化繊網を設置したが、この対応までの間に、金網の亀裂からサクラマスが逸走したためと推測している。</p> <p>サクラマスの逸走を把握した時期については、試験養殖事業でありながら尾数の確認は本事業の業務に含まれないなどとする説明の不整合により事実認定に時間を要したが、少なくとも農林水産部では、令和 6 年 1 月 3 0 日に化繊網を設置したダイバーからの報告、および同年 2 月 6 日に実施したソナー計測の時点でサクラマスの大幅な減少を推測していたこと、化繊網の設置によりさらなる逸走の可能性が低いと考え、以後、生残数の調査を行っていなかったことが確認できた。</p> <p>したがって、副市長への逸走に関する報告は、報道関係者から取材を受ける 9 月まで 7 か月以上行われていなかったことになり、また、その間庁内協議の場も設定されなかった。</p> <p>サクラマス逸走後の対応については、農林水産部では、生残数が少なくなったことからサンプリング数を減らし、また、耐久年数が 2 年から 5 年とされていた生け簀が約 1 年半で破損したことは、波浪による金属疲労や</p>			

腐食、付着物との干渉が原因と考え、設置海域での金網の生け簀の使用は適当でないと判断し、11月に予定していたキングサーモンの養殖試験を延期し、10月末日で本業務委託契約を解除している。

結果的に調査の精度に影響があったことは否めないものの、6月に水揚げされたサクラマスに一定の成長が見られたことから、農林水産部では本市海域でのサケマス類の養殖が可能と確認できたとしている。

サクラマスが逸走したことについては、耐久年数が2年から5年とされていた網に亀裂が生じた事故によるものでやむを得ないと思うが、多数のサクラマスの逸走という事故が発生し、その後の事業実施に大きな影響が想定されるにもかかわらず、上司への報告や庁内協議を7か月にもわたり行わなかったことは、極めて不適切である。

このことは、農林水産部の説明に不整合があったことから、本事業の目的や業務内容についての理解をはじめ、所管部局としての役割と責任に対する認識不足が原因であると思料されるが、事業の目的や責任の所在が不明確であれば、事業を的確に遂行することができないことから、養殖試験に限らず、事業を計画し実施するに当たっては、事業の目的、所管部局としての役割と責任、得ようとする成果、そのために実施する業務内容について十分に精査、確認し、業務を委託する場合はこれらを適切に仕様に反映するとともに、事業を実施する中で事故や変更があった際の報告や情報共有のあり方について再確認するなど、内部統制を意識した組織運営に努められたい。

#### 措置内容、対応・考え方

本業務委託において、事業の目的や業務内容の理解が十分でなかった点、また不測の事態が発生した際の報告体制や情報共有に時間を要する場面があったものでございます。

この度のご指摘を真摯に受け止め、今後の事業実施にあたりましては、事業目的や業務内容を明確にしたうえで正しく理解し、所管部局としての役割と責任を自覚して取り組むとともに、不測の事態などが生じた際は、速やかな報告と適切な対応を常に心がけ、内部統制を重んじる意識を部内で共有し、各種事業を遂行してまいります。